

速 記 録

川上ダム建設事業の
関係地方公共団体からなる検討の場
(第 1 回)
同
(第 6 回幹事会)

日 時 平成 2 6 年 5 月 2 3 日 (金)

午後 3 時 3 0 分 開会

午後 4 時 5 5 分 閉会

場 所 大阪合同庁舎 1 号館 第 1 別館 2 階 大会議室

[午後 3時30分 開会]

1. 挨拶

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

本日は皆様ご多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、これより「第1回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び第6回幹事会」を開催いたします。初めに、検討主体である国土交通省近畿地方整備局長の〇〇よりご挨拶を申し上げます。

○近畿地方整備局 局長

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、国土交通省近畿地方整備局長の〇〇でございます。本日は大変お忙しい中、この会議にご参加いただきましてまことにありがとうございます。また、本日もご列席の皆様におかれましては、平素から近畿地方整備局所管業務の遂行に当たりまして、ご理解とご協力を賜っておりますことを改めて厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

ダム事業の検証につきましては、平成22年9月に国土交通大臣の指示によりまして、本体工事に入っているダム等は除き、全国の全てのダムを対象に始まっております。川上ダム検証事業につきましては、平成23年1月に「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置いたしまして検討を進めて参りましたが、本日まで5回の検討の場の幹事会を開催しております。その後、伊賀市さんより改めて川上ダム建設事業への利水参画継続のご報告をいただいたところでございます。

本日は、これまでの幹事会のご議論を踏まえまして、川上ダム建設事業の4つの目的につきまして、各々の目的別評価と総合的な評価の案を作成いたしましたので、それについてご意見をいただくため、第1回の検討の場と第6回幹事会を兼ねて開催させていただきました。皆様のご意見をお伺いし、できる限り早く検証の作業を進めて、川上ダム建設事業の対応方針案をまとめたいと考えております。

本日の会議は、検討主体でございます近畿地方整備局と水資源機構が、対応方針案をまとめていく上で大変重要な機会と考えておりますので、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

引き続きまして、同じく検討主体である水資源機構の〇〇理事長より挨拶をいただきます。

○水資源機構理事長

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました独立行政法人水資源機構理事長の〇〇でございます。本日は大変お忙しい中、「川上ダム建設事業の第1回検討の場及び第6回幹事会」にご出席賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろから水資源機構の事業に対しまして多大なご理解とご支援を賜り、まことにありがとうございます。

さて、川上ダム建設事業につきましては、これまで近畿地方整備局とともに皆様のご意見を賜りながら、予断なくダム検証を進めてきたところでございます。先ほどの近畿地方整備局長のご挨拶にもありましたように、水資源機構といたしましても、今回の会議は川上ダム建設事業の対応方針の案をまとめていく上で、大変重要な会議と考えておりますので、皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。本日はどうかよろしく願いいたします。

簡単ではございますが挨拶に替えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

続きまして、本日の出席者をご紹介させていただきます。

まずは、検討の場の構成員の方々を席順向かって左手側より順次ご紹介をさせていただきますと思います。

まず、守口市長代理、下水道部長〇〇様です。

○守口市下水道部長

〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

大阪府知事代理、都市整備部技監〇〇様でございます。

○大阪府都市整備部技監

〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

八幡市長代理、都市管理部長〇〇様です。

○八幡市都市管理部長

〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

京都府知事代理、建設交通部長〇〇様です。

○京都府建設交通部長

〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

伊賀市長〇〇様です。

○伊賀市長

〇〇でございます。よろしくお願ひします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

奈良県知事代理、県土マネジメント部河川課長〇〇様です。

○奈良県県土マネジメント部河川課長

〇〇です。よろしくお願ひします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

独立行政法人水資源機構理事長〇〇です。

○水資源機構理事長

よろしくお願ひします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

国土交通省近畿地方整備局長〇〇です。

○近畿地方整備局 局長

よろしくお願ひします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

三重県知事〇〇様は本日出席の予定でございますけれども、到着が若干遅れているというご連絡をいただいておりますので、議事の方はこのまま進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

なお、大阪府市長会の都市整備部会長の変更がこのたびございまして、昨年度は摂津市様にご参加をいただいておりますけれども、今回より守口市様にご参加をいただくということになってございます。これに連動いたしまして、規約の方の別紙1、及び別紙2の方、それぞれ守口市様、守口市下水道部長様に変更となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、幹事会の構成員の皆様につきましてですけれども、申し訳ございませんが、資料としてお付けしております出席者名簿をもってご紹介に替えさせていただきたいと思ひます。なお、奈良県県土マネジメント部部長の〇〇様は急な所用によりご欠席ということでございます。御了承ください。

報道機関の皆様におかれましては、撮影はここまでとさせていただきたいと思いたいで、以後の撮影はご遠慮願いたいと思いたいます。

説明に入ります前に、配付している資料について確認をさせていただきたいと思いたいますけれども、お手元の方に両面刷りで資料を用意してございたいます。議事次第、座席表、出席者名簿、規約、資料の1から17、並びに参考資料-1から6となつてございたいます。なお、資料-16、報告書の素案でございたいますけれども、非常に分厚い資料となつてございたいます、傍聴の皆様には資料-15として、その骨子をお配りさせていただくということにさせていただいたいます。資料-16も含めまして、この会議の資料につきましては、当局のホームページに会議終了後速やかに掲載することとしてございたいます。資料に過不足等ございたいましたら、お知らせいただきたいたいと思いたいます。

それでは、ここからの進行につきましては、検討の場の規約に基づきまして〇〇局長、よろしく願いたいたします。

2. 川上ダム建設事業の概要

3. 川上ダム建設事業の検証に係る検討状況

〇近畿地方整備局 局長

それでは、議事次第に従いまして、まず、2. 川上ダム建設事業の概要、3. 川上ダム建設事業の検証に係る検討状況につきまして、事務局より説明を願いたいたします。

〇近畿地方整備局 河川部広域水管理官

それでは、事務局より説明させていただきます。整備局河川部の広域水管理官をしてございたいます〇〇でございたいます。よろしく願いたいたします。

資料-1でございたいますけれども、建設事業の概要ということで位置関係、計画の諸元等を載せさせていただいたいます。淀川水系の木津川の最上流になりますけれども、前深瀬川に川上ダムは計画されてございたいます。

計画の内容でございたいますけれども、事業実施計画の第2回変更の内容を2ページ目に載せさせていただいたいます。目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、これは、既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含みます。それから、伊賀市さんの水道水の確保ということで、総事業費は平成19年単価で約1,180億円ということでございたいます。重力式コンクリートダムで堤体は90mの高さを計画してございたいます。総貯水容量としては3,100万m³でございたいます。

3ページ目以降に主な経緯として載せさせていただいたいますけれども、第1回目の

事業実施計画の認可というのが平成5年になされておりました、これ以降、既にダム事業には着手しておりました、平成9年に補償基準の調印、それから平成11年に第1回の変更認可ということで、利水配分等が確定してございます。その後、平成21年に淀川水系河川整備計画が策定されまして、このときに既設ダムの堆砂除去のための代替容量が目的に追加、利水者さんが伊賀市さんに変更されているところでございます。その後、局長の挨拶にありましたように、平成22年にダム事業の検証に係る検討についてのスキームに入りまして、平成23年1月に関係地方公共団体からなる検討の場を設置して参りまして、これまで5回の幹事会を進めてまいったところでございます。

進捗状況としましては、5ページをめくっていただきますと、概ね補償工事関係につきましましては完了しておりました、仮排水路トンネルも平成22年に完了しているところでございます。下のグラフを見ていただきますとよくわかりますけれども、概ね関連工事は終わっておりまして、ダム本体工事を残すのみの事業となっております。

続きまして資料-2でございましてけれども、この検証に係る検討状況をご説明させていただきます。本日の検討内容でございましてけれども、ブルーで囲っておりますけれども、これまでにパブリックコメントを頂戴しておりますので、その対策案を踏まえて追加をして検討をしてございまして、その説明をさせていただきますのと、今回新たに検討結果を説明させていただくということで、目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な評価を今回ご説明させていただくところでございます。

なお、2ページ目にはこれまでの開催経緯を記載しております。本日議論していただきます内容を含めて、お手元の資料-16の報告書に詳しい内容についてはまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、資料-3の説明をさせていただきます。これは、利水参画の継続の意思の確認ということで、伊賀市さんの方でご検討されましたダム参画への検討の内容をご説明させていただきたいと思っております。伊賀市さんからは、これまでの開発量として $0.358\text{m}^3/\text{s}$ でございましてけれども、これにつきまして参画の意思があるということで、「2.」でございましてけれども、本市が独自に行った川上ダム建設事業についての検証の結果、川上ダムに替わる利水代替案は考えられないというご回答をいただいております。このご回答につきまして、手続の中で、その開発量等について確認を行っております。確認方法につきましては2ページに載せておりますように、開発水量の確認、水道認可の状況、再評価、それから水需給の状況ということで、それぞれについて3ページ目以降に、いずれも問題

がないということで確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○近畿地方整備局 局長

それでは、ただいまの説明、すなわち川上ダムの建設事業の概要と川上ダム検証に係る検討状況につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

4. 川上ダム建設事業の検証に係る検討の内容

よろしいでしょうか。それでは、続きまして、4. 川上ダム建設事業の検証に係る検討の内容につきまして、まず（1）パブリックコメントを踏まえた対策案の追加について説明をお願いいたします。

（1）パブリックコメントを踏まえた対策案の追加

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

それでは資料-4をごらんいただきたいと思います。パブリックコメントを踏まえた新規利水対策案への追加ということで、新規利水へのご意見を頂戴しております。

それが1ページ目、2ページ目に書いておりますけれども、3件の具体的な提案があり、以下のとおり新規利水対策案を検討させていただきました。一点目は、三重用水を活用すべきであるというご意見ですけれども、これは関係利水者さんに確認しましたところ、いずれも川上ダムの代替案に活用することができる水源はないというご回答でございましたので、代替案としての立案は不可能です。それから、二つ目でございますけれども、青蓮寺用水の幹線水路の余力を活用するというご提案がございまして、関係者に確認しましたところ、使用可能水量は0.12m³/sということでございますので、目標とする量には0.238m³/s 足りませんでしたので、名張川から木津川への導水路と組み合わせて対策案として立案するという案を加えております。それから、さらに比奈知ダムの利水容量を買い上げたらどうかというご意見でございまして、比奈知ダム単独では不足するために、青蓮寺ダムと組み合わせて対策案として立案するという案を追加させていただいております。

以上、この2案については、次の3ページ、4ページに具体的なアイデアとしてその手法を載せさせていただいております。その検討を5ページ以下にしておりますけれども、対策案13として新たにご意見をいただいた分で、青蓮寺ダムと比奈知ダム、それからそれぞれの導水路案を足すということでございますけれども、これが約200億円＋水源取得に要する費用ということで、コスト的に高いということでございますので、今回の対策案の比較検討案からは外させていただいて、対策案12の青蓮寺ダム、青蓮寺用水＋導水路の案を

今回の代替案としての検討に加えさせていただきました。それを6ページに載せさせていただきます。

続きまして、資料-5でございますけれども、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案につきましてもパブリックコメントをいただいております、検討を加えております。この代替補給容量でございますけれども、これはちょっとわかりにくいので、参考資料-6にも詳しくその内容を説明させていただきます。これまで木津川水系では、古くからダム開発がなされておりましたたくさんのダムが建設されております。このたび、すぐ近くに川上ダムが建設されているということで、川上ダムは全国でもまれな地形的な好条件があるということで、これらは既に堆砂が進行している既設ダムの堆砂につきまして、効率的に堆砂を除去しようとする容量が、この既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策ということでございます。追加してちょっと説明を加えさせていただきました。

これに対して、パブリックコメントでは、陸上掘削は非洪水期に実施するため、非洪水期の高山ダムにおける転用容量を活用し代替すればどうかというご提案を頂戴しております。必要な代替容量としては、830万 m^3 を必要としますけれども、高山ダムにおいて買い上げ可能な利水容量は760万 m^3 ということで、70万 m^3 が不足するというところでございますので、この不足容量を確保するために青蓮寺ダムと比奈知ダムの利水容量の一部を買い上げるという案とさせていただきます、今回追加させていただきます。

2ページ目には、そのダムの位置関係を少し載せてあります。川上ダムのすぐ近くに比奈知ダム、その近くに青蓮寺ダム、また、下流に高山ダム、その下流に、ちょっと絵には抜けておりますけれども、布目ダムという既設ダムがございますので、その既設ダムの堆砂除去のための代替容量ということでございます。で、3ページ、4ページにはこのパブリックコメントでいただいた案を載せてございまして、これらについて後ほどご説明を申し上げます。

以上です。

○近畿地方整備局 局長

それでは、ただいま説明のありました、パブリックコメントを踏まえた対策案の追加につきまして、質問またはご意見等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。続きまして、「4.」の(2)目的別の評価軸ごとの評価及び総合評価(案)、それから(3)検証対象ダムの総合的な評価(案)についてご説明をお願いいたします。

(2) 目的別の評価軸ごとの評価及び総合評価 (案)

(3) 検証対象ダムの総合的な評価 (案)

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

それでは説明させていただきます。これから少し長くなるのでよろしくお願ひしたいと思います。この、目的別評価軸ごとの評価及び総合評価案、検証対象ダムの総合的な評価案につきましては、本日の資料-16に報告書としてとりまとめております。いささか資料的に大変多ございまして、その説明を今回の資料-6から資料の14ということで、これもボリュームが多いんですけども、これより説明させていただきます。

評価軸ごとの評価ということでございますけれども、資料-6を1枚めくっていただきますと、横向きに対策案が、例えば治水対策の場合ですと、これは5案載せてあります。それぞれの目的別、全部こういう仕組みになっているんですけども、横軸に対策案を掲載させていただいて、下向きにそれぞれの評価軸の評価の考え方を載せてございます。治水対策案の評価軸ごとの評価の考え方というのは、まず1/8ページでございまして、安全度という観点から見てはどうかということ。それから、次のページになりますけれども、3/8はコストの面からはどうであるか。それから、次のページですと、実現性ではどうであるとか、5/8ですと持続性、柔軟性、それから地域社会への影響、最後になりますけれども環境への影響と、こういった観点から「ダム案」を含めて、それぞれの代替案についてどういった評価ができるかということ、それぞれ予断を持たずにつぶさに検証をしているところでございます。この内容につきまして、少し時間を頂戴して説明をさせていただきますと思います。

それでは、まず安全度でございまして、これは治水の目的の一番根幹に係わるものでございます。まずは、河川整備計画レベルの目標に対し安全度を確保できるかということでございますけれども、これは、「ダム案」を含めてどの案も安全を確保できるという評価でございます。それから、目標を上回る洪水が発生したときどのような状態になるかということで、二つレベルがございまして、基本方針レベルの洪水、或いはそれより大きな洪水、或いは、局地的な大雨に対してどのような効果を発揮できるかという評価をしているところでございます。「ダム案」による評価は、基本方針レベル洪水でも調節効果を発揮するというところでございまして、その他、既設ダムの嵩上げ案、利水容量の買い上げ案などにつきましては、効果が完全に発揮されないというようなこととございます。それから、河道区間におきましては、河道の水位が計画高水位を超える区間があると

というのは、いずれの案にしましてもそういう効果になるということでございます。それから、ダムを初めとする貯留施設に関しましては、その施設の効果というのは降雨の地域分布、時間分布や降雨の規模によって効果量が異なるということになります。それから、さらに大きな洪水の規模になりますと、いずれの案にしましても、それぞれ十分な効果を発揮できないといったような評価になります。それから、局地的な大雨に関しましては、河道を中心とする案につきましても、計画高水位を上回るまでは洪水を安全に流下させることができますけれども、貯留施設を伴いますものにつきましても、その貯留施設の上流域で降った雨に対しては、ダムの容量を上回るまでは調節が可能ですけれども、それ以外はなかなか難しいという評価でございます。

それから、2/8ページに参りまして、安全度でも段階的にどのように安全度が確保されていくのかということで、10年後にどうなっているか、20年後にどうなっているかということで評価をしております。「ダム案」の場合は、10年後には効果を発揮されることができるとは思いますが、その他につきましても効果を発現していると想定されるということでございます。ただ、河道改修につきましても、河道改修が進むにつれて順次発現はしてございますけれども、ダム以外の代替案の場合は木津川本川の掘削が事業着手できていないということで、効果の発現が見込めないというような想定がされております。それから、流域を中心とした対策、これは雨水の貯留施設とか水田の保全とかを考えているものでございますけれども、これらは整備が進めば効果を発現できるのですが、地権者や施設管理者の協力を得ることが必要であるというような評価でございます。それから、20年後になっても木津川本川の方は効果の発現がなかなか見込めないのではないかとといったような評価になってございます。それから、一番下ですけれども、どのような範囲でどのような効果が確保されていくかということで、想定している目標流量を想定している水位以下で流すことができるということで、これは各案とも同程度の安全を確保できるという評価でございます。

続きましてコスト面でございます。これは一番重要視されるところでございますけれども、完成までにどのくらいの費用が必要であるかということで、それぞれの案を評価しております。「ダム案」では3,600億円、このうち川上ダムの残事業費としましては、383億円でございます。それから、河道の掘削案でございますけれども、これが約4,900億円ということで、うち川上ダムの効果量に相当する河道改修費は1,700億円。それから、既設ダムの嵩上げ案でございますけれども、これが4,500億円で、うち川上ダムの効果量としては

約1,310億円でございます。それから、利水容量の買い上げ案につきましては、約4,100億円＋水源取得に要する費用ということで、川上ダムの効果量に相当するのは920億円ということで、水源取得に要する費用は利水者さんとの協議が必要であり未確定であるということでございます。水源取得費用を上乗せしないということでも4,100億円かかるということでございます。それから、利水を中心とした対策案としましても約5,900億円＋水源取得に要する費用で、川上ダムの効果量としては約2,700億円に匹敵するということで、費用で比べますと「川上ダム案」が一番安く仕上がるといったような状況でございます。それから維持管理費に要する費用はどのくらいか、ということで、現状の維持管理費にプラスするとどのようになるかということで、「ダム案」につきましては、年当たり3億6,300万円。河道掘削は同程度。それから、嵩上げ案は、約2億5,000万円、年間ですね。それから、利水容量の買い上げ案は、5億7,000万円。流域を中心とした対策は年当たり5億7,000万円と。そういったようなことで、維持費につきましては河道掘削案が一番安く上がるといったようなことでございます。それから、ダム中止に伴って発生する費用はどれくらいかということで、「ダム案」をやめた場合にどのくらいかかるのかということですが、伴う費用としましては、横杭閉塞・仮排水路トンネルの閉塞等により、約5億円が必要と見込んでおります。その他の留意事項として生活再建として、付替道路の残事業はあるが、その実施の取り扱いについて今後関係者の調整が必要です。そういったことで、ダムを中止すれば、それなりの労力がかかりますといったような評価でございます。

それから、4ページ目に、実現性ということで、土地所有者等の協力の見通しはどうかということで、「ダム案」の場合はほぼ完了しているということでございますが、その他の案につきましては、土地所有者等に説明を行っていないというような事情もございまして、まだ未確定のところが多いこと。加えて、河道改修を全ての案で伴いますので、これに関しての条件はどの案も一緒でございまして、残土運搬先の土地所有者の協力を得る必要があるということで、それぞれの案につきまして量の多寡はございますけれども、いずれにしても残土処分の方策が必要であるということでございます。それから、その他の関係者との調整はどうかということで、それぞれの案について検討しておりますけれども、河道改修がございまして、それに伴います橋梁の架け替えですけれども、それが、それぞれ4橋、26橋、24橋、24橋、17橋ということで、それぞれの案で架け替えの橋梁数が違うというところがございます。その他、関係河川使用者の同意が必要でございまして、これはどの案も漁業権も含めて調整を実施していく必要がございます。それから、「川上ダム案」

でございますけれども、川上ダムの建設予定地に、特別天然記念物オオサンショウウオの生息が確認されているため、文化庁との協議が必要でございます。その他、どの案も関係者の調整の必要性が新たに求められることになってございます。それから、下の二つでございますが、法制度上の観点からの実現性と技術上の観点からの実現性ですけれども、これらにつきましては、全て隘路となる問題点はないという評価でございます。

続きまして5/8ページですけれども、持続性。将来にわたって持続可能かという観点から評価しております。いずれの案にしましても、評価は適切な維持管理等がなされれば持続可能であるという評価でございますけれども、一点だけ、流域を中心とした対策案では水田の保全ということが欠くべからざるものになっておりますので、これについては、施設管理者との調整を十分になさなければならないということがございます。それから、柔軟性ですけれども、気候変化や社会環境の変化に、将来柔軟的に対応できるかという観点でございます。これにつきましては、いろいろハード面できちんと仕上げてしまうものですから、どの案に対しても、なかなか柔軟に対応するというのが難しいということがございます。河道掘削につきましては、比較的柔軟に対応できますけれども、その対応には限界があるという評価でございます。いずれにしても、若干の問題があるといったような評価でございます。

それから、6)の地域社会への影響ということで、事業地及びその周辺への影響はどの程度かということでございます。ダムにつきましては、貯水池周辺の斜面についてそれぞれ対策が必要になろうかというところがございます。河道の掘削については大きな影響は予測されません。それから、やはり面的な整備をしようと思うと、雨水貯留施設や水田の保全に対しましては、それぞれの住民の皆様との調整が必要であるということがございます。それから、続きまして地域振興等に対してどのような効果があるかということで、「川上ダム案」でございますが、観光資源とした地域の振興が可能である一方でフォローアップが必要でといったようなことがございます。それから、既設ダムの嵩上げ、買い上げ等につきましては、地域振興に対する新たな効果は想定されないということがございます。それから、地域間の利害関係の衡平が配慮されているかということもございますけれども、ダムの場合は上下流の相互理解が必要であるということで、水源地対策特別措置法に基づき事業が実施なされているということがございます。それから、既設ダムにつきましては用地買収を強いられる水源地と下流との間での配慮が必要でございます。河道改修につきましては、それぞれの案、同じような不衡平は特別生じないのではないかという評価でござ

ざいます。

それから、7)の環境への影響ということで、水環境に対してどのような影響があるかということでございます。「川上ダム案」につきましては、若干の懸念事項がありますけれども、選択取水設備、曝気装置等の運用により影響は回避・低減されると想定されるとしております。それから、他の案につきましては、大きな変化は想定されないという評価でございます。それから、生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかということでございます。川上ダムの場合は、湛水面積約104ヘクタールということで、生息・生育地の消失や改変に伴って適さなくなる場合がございますので、移動・移植等の環境保全措置により影響の回避・低減に努めるとしてございます。それから、その他の案につきましても影響が出る場合は必要に応じて適切な措置を講ずる必要があるということでございます。河道掘削につきましても、どの案にしても環境保全の措置が必要となるというところでございます。それから、土砂移動がどう変化し、下流河川・海岸に影響するかというところでございます。川上ダムにつきましては、前深瀬川及び木津川では河床材料の粗粒化が生じる可能性が想定されるということでございますが、その他の案につきましては影響は少ないと想定してございます。河道掘削については同じような評価でございます。

それから、環境への影響ということで、最後に、景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるかということでございます。これにつきましては、それぞれの案で大きな影響は出ないというところでございます。

以上で資料－6の説明を終わらせていただきます。

これに基づきまして、資料－7ですけれども、総合評価ということで2ページ目をごらんいただければと思います。

再評価の実施要領細目の中で、目的別の総合評価の考え方が示されてございまして、中ほどに、1)一定の「安全度」を確保することを基本として「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。2)また一定期間に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価するというところでございます。

ただいま、資料－6で申し上げました各項目、いろんな項目がありましたけれども、あいつた細かい評価の上で最終的には総合評価をする場合に、コストを最も重要な視点と

して評価を下さいという要領でございます。これにつきまして、総合評価をしたところが1ページ目の箱の中に書いてあることございまして、1) 一定の「安全度」を確保することを基本とすれば「コスト」について最も有利な案は「川上ダム案」である。2) 「時間的な観点から見た実現性として10年後に最も効果を発揮していると想定される案は「川上ダム案」である。3) 「環境への影響」については、「川上ダム案」では川上ダム建設に伴い予測される動物等への影響について、必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」も評価軸も含め、上に述べました1)、2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節について最も有利な案は「川上ダム案」であるというのが洪水調節の総合評価でございます。

以下、資料－8、9、10と話を進めて参りますけれども、ただいま資料－6で相当詳しく内容を説明させていただきましたので、各目的別について同様の評価をしているというご理解をまずいただきまして、これからの説明は、少し飛ばしながらご説明をさせていただきたいと思っております。それぞれのポイントごとには説明をさせていただきますけれども、同様な評価をやっているということを少しご理解いただいた上で、話を進めさせていただきます。

続きまして、資料－8。新規利水の評価軸ごとの評価ですけれども、これにつきましては、「川上ダム案」を含めて8案ございます。川上ダム、ため池（嵩上げ）、水系間導水、青蓮寺ダムの買い上げ、青蓮寺ダム＋比奈知ダムの買い上げ、青蓮寺ダム＋青蓮寺用水＋導水路、ダム再開発、これは比奈知ダムの嵩上げ＋他用途ダムの買い上げということで青蓮寺ダム＋比奈知ダムの買い上げ、それからダム再開発＋ため池（嵩上げ）案ということで8案ございまして、若干、洪水調節とは評価項目を異にしますが同じような評価を細かくしております。目標に関しましては、それぞれの案も可能ではございますけれども、若干、10年後の効果がはっきりできないのが水系間導水といったようなことで、その他につきましては、目標については10年後に概ね達成するのではないかとこのところでございます。それから、コストに関しましては、「ダム案」は69億円、嵩上げ案が800億円、水系間導水が460億円、その他、90億円＋水源取得に要する費用が3案ございまして、その後、ダムの嵩上げ＋2ダム活用案につきましては、270億円＋水源取得に要する費用、それから、最後は420億円ということで、コストにつきましては「ダム案」が一番有利というところでございます。それから維持管理費につきましても、「ダム案」が一番有利という評価になってございます。

2ページでございます。土地所有者の協力ですけれども、これに関しましては、「川上ダム案」は完了しておりますけれどもその他の案は未了でございます。それから、関係する河川管理者の同意につきましては、「ダム案」はできておりますけれども、他の案は、それぞれその他の利水者が既にいらっしゃるということで、その利水者からの同意が必要ということで、それぞれの利水者さんも十分な協議をしていただかないと、なかなかすぐには、ということでございます。

続きまして3/4ページ、実現性の続きでございます。発電とかその他の関係者、事業期間、法制度、技術上の観点から見ても、概ね先ほど説明させていただいた状況と似通っております。事業期間は「川上ダム案」が8年ということでございまして、その他の案も、10年を超えるものもございまして10年以下のものもあるといったような評価でございます。持続性についても全て可能でございますし、地域社会への影響等につきましても、「川上ダム案」は先ほど述べたとおりでございますけれども、その他の案につきましては、地域間での利害の衡平の調整が必要だといったようなことがございます。

それから、環境への影響ということで4/4ページにそれぞれの案が評価させていただきます。「ダム案」につきましては、先ほど述べたとおりで、その他の案につきましては致命的な環境への影響という評価はございません。特別な状況にはないということでございます。

それで、新規利水の総合評価としましては、資料－9でございます。総合的な評価の考え方は、先ほどと同じでございまして8案について6つの評価軸で評価したところ、四角の中でございますけれども、一定の「目標」を確保することを基本とすれば「コスト」について最も有利な案は「川上ダム案」であるということで、「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能と想定される案は、この6案ということでございます。それから、「環境への影響」については先ほどの説明と同じでございまして、「ダム案」が最も有利ということで、新規利水の総合評価につきましても「ダム案」が有利となりました。

引き続きまして、流水の正常な機能の維持の評価軸ごとの評価で、資料－10でございます。これにつきましては、代替案が4つございまして、「ダム案」と比較しているところでございます。「ダム案」の他にダム再開発（比奈知ダム嵩上げ）、水系間導水、他用途ダム容量の買い上げ（青蓮寺）、それから、他用途ダム容量の買い上げ（青蓮寺ダム＋比奈知ダム）ということで、これも同じように、それぞれ目標が達成できるか、コストはど

うかといったような評価をしてございます。目標に関しましては、水系間導水について10年後には効果を認められませんが、それ以外は10年後には効果が発揮しているといったようなことでございます。それから、コストに関しましては、「ダム案」が約80億円、比奈知ダム嵩上げ案が270億円、水系間導水が890億円、他用途容量の買い上げが160億円＋水源取得に要する費用、それから2ダムを買い上げる場合は160億円＋水源取得に要する費用ということでございます。ということで、「川上ダム案」が80億円ということで一番有利でございます。それから、維持管理に要する費用ということで、これも「川上ダム案」が7,600万円ということで有利となっております。

続きまして2/3、実現性でございます。これも、先ほどの新規利水と同じでございます。それぞれ「ダム案」は同じでございますとともに、その他の案につきましては、関係河川使用者からのご意見にあるとおり、十分な協議が必要であるということでございます。事業期間につきましても、それぞれ5年、6年でございますが、水系間導水につきましては、10年以上かかるといったような状況でございます。

それから、3/3でございます。持続性、地域社会への影響、環境への影響ということでそれぞれ評価をしております。これにつきましては、概ね問題があるといったようなことは、各案ともございませんのでそれぞれ評価できるといったようなことでございます。

その結果、流水の正常な機能の維持の対策案の総合評価ということで、資料-11でございますが、5案について6つの評価軸で評価したところ、先ほどと同じでございます。 「コスト」について最も有利な案は「川上ダム案」、それから10年後に「目標」を達成することができるのは、水系間導水案を除いた4案、それから、「環境への影響」については、やはり覆す要素がないと考えられるため、流水の正常な機能の維持について、最も有利な案は「川上ダム案」であるという結論でございます。

続きまして、資料-12で、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の評価軸ごとの評価ということで、これも同じような観点から評価をしているところですが、まず1/4ページの上の方を見ていただくと、2つに分かれておまして、左側の(1)から(6)までは、これは代替補給のための容量を設定する代替案でございます。それから少し挟みまして(7)、(8)、(9)、これは既設ダムの堆砂除去を、機能維持を目的とした対策としてどのような案があるかということを含めて検討してございます。まず、目標ですが、既設4ダムの洪水調節容量及び不特定容量内の堆積土砂について、半永久的に効率的な堆砂除去が可能かという観点から評価をしてございますけれども、代替容量を確

保する場合はその目的が可能ですが、右側の3案につきましては、堆砂除去は可能であるが効率的な除去とはならないといったようなことがございます。と言いますのは、右側の3案につきましてはいずれの場合も浚渫という行為で堆砂除去をしなければならぬことが残りますので、浚渫という水中掘削をすると非常にコストがかかりますので、これは効率的な堆砂除去とはならないということで、この3案については目標達成が叶わないということでございます。

続きまして、段階的にどうなのかということでございますけれども、これは、10年後川上ダムは完成しますけれども、ため池の嵩上げ案、水系間導水については10年後はなかなか難しく、20年後以降もかかるだろうといったようなことが考えられます。それから、コストの面でございますが、完成までに要する費用ですけれども、「ダム案」につきましては100億円、ため池（嵩上げ）案が約1,880億円、高山ダムの嵩上げが190億円、水系間導水が740億円、それから他用途ダムの買い上げを中心とした対策案というのがございまして、これは、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダムの容量を買い上げればどうなるかということでございますので、これにつきましては「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」として載せさせていただいておりますけれども、これについては、水源取得に要する費用だけで済むといったようなことで、この水源取得に要する費用は利水者さんとの協議が必要であり、未確定であるということでございます。それから、維持管理に要する費用としては、「川上ダム案」が9,500万、毎年ですね、匹敵するのが高山ダムの嵩上げ案で、8,000万円ということで、それ以外は維持管理に関しては多く掛かるというところでございます。

それから、続きまして、土地所有者の協力、或いは関係する河川使用者の同意の見通しはどうかということでございますけれども、これらにつきましても、これまでご説明させていただいたように、「ダム案」以外は、関係河川使用者の同意が必要ですよといったようなことを書かせていただいております。

それから、3/4ページ、実現性の続きです。これらにつきましては、先ほどからの説明のとおりでございます。ただ、「3ダム活用案」と「高山ダム最大限活用案」につきましては、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの時間ということございまして、これは、どのくらいかわからないというような評価になっております。持続性とか地域社会への影響ですけれども、これにつきましてもこれまでの説明のとおりでございます。若干変わるのが、「3ダム活用案」と「高山ダム最大限活用案」につきましては、地域間の上下流問題というのは、余り想定されないのではないかとといったような評価になっております。

続きまして環境への影響でございます。これにつきましては、これまでと一緒にございまして、「ダム案」も同じでございますし、その他の案につきましてもそれほど大きな影響はないという評価でございます。

それで、これらの評価を総合評価するというところで、資料-13でございますけれども、9案につきまして評価を行いました。1) 一定の「目標」でございますけれども、このたびは先ほど申しましたように、既設4ダムの洪水調節容量及び不特定容量内の堆砂について、半永久的に効率的な堆砂除去が可能かを確保することを基本とすれば、コストについて有利と想定される案は、「川上ダム案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」であるということでございます。それから、2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能と想定される案は、「川上ダム案」、「ダム嵩上げ案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」です。それから、3) 「環境への影響」について、「川上ダム案」では1)、2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられます。以上により、4) 「コスト」を最も重視することとして残るのが、「川上ダム案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」でございます。

以上によりまして、各目的別の評価をして参りました。これをもちまして総合的な評価をやるということで、資料-14でございます。ここにまとめてございます。まず、1の洪水調節については「川上ダム案」が最も有利。それから、新規利水案については「川上ダム案」が最も有利、流水の正常な機能の維持について最も有利なのは「川上ダム案」でございますが、最後に、既設ダムの堆砂除去のための代替案につきまして最も有利なのは「川上ダム案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」ということで、最後に一致しなかったということでございますけれども、これをもって総合的な評価を行いますということで、2ページ以下に総合評価の内容を書かせていただいております。

イメージを少し持つていただくために下にポンチ絵がありますけれども、「川上ダム案」というのは、ダム高90mの総貯水容量3,100万 m^3 のダムでございます。それが、いわゆる既設ダムの堆砂除去のための代替補給が他のダムでなされるという案になりますと、その容量を減ずることができますので、総貯水容量を2,270万 m^3 のダムでよくなります。したがって、ダム高を概算で考えますと81mのダムになるということで、ダム高を9m下げることができるといったような案が構築できるということでございます。これについて総合的な評価を行ってございます。それが3ページでございます。

先ほど申しましたように「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」を行うとした場

合には、ダム高は81mになりますので、ダム堤体の工事費を縮減することができます。それが表に書いておりますけれども、コスト差ということで△印で24億円と書いていますけれども、この分が縮減できるのですけれども、本体設計の見直しに4億円、工期3年間延長によるコストということで21億円を足しますと、結果的には現行の「川上ダム案」とほぼ同程度の結果となっております。さらに、この案におきましては水源取得に要する費用が必要となるということでございますので、結果的に現90mの現行ダム案が有利であるということでございます。水源取得の取り扱いについては、種々の条件を整理するなど、複数の関係利水者と十分に協議が必要であると、また協議に時間を要するというところでございまして、3ページ目の一番下でございまして、以上により、検証対象ダムの総合的な評価において、最も有利な案は「川上ダム案」であるという総合評価結果になります。

なお、他ダムの活用、「3ダム案」、「高山ダム最大限活用案」でございまして、これは、十分に協議が必要であり時間を要するといったところでございまして、近年の気象状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、淀川水系の水利用に関する現状の共有を行い、課題を認識するとともに、関係者間の相互理解を醸成し、今後の水利用のあり方について検討を行うことを目的とし、河川管理者と関係水利使用者が水利用に関する情報交換や意見交換を行う「淀川水系の水利用検討会」を別途設置したところでございます。

長々と説明をさせていただきましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○近畿地方整備局 局長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問またはご意見等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○○知事、いかがでございましょうか。

○三重県知事

まずは、近畿地方整備局様、そして水資源機構様、関係の地方公共団体の皆様におかれましては、精力的にそれぞれ、またきめ細かに検証を行っていただきましたこと、まず心から感謝申し上げます。

三重県としましては、昭和43年度におきまして、三重県及び伊賀市で伊賀地域の治水対策として、岩倉峡の開削は、都市化の進む下流地域の洪水リスクを高めると、そういうことから、川上ダム、上野遊水地と河道掘削で対応する、そういう治水対策を苦渋の選択で受け入れたのはそういう経緯がございます。

以来、約50年弱が経っている訳でありますけれども、昨年9月、台風18号で伊賀市内で大規模な浸水、木津川沿いの国道の崩壊、そういうもので住民生活に甚大な被害が発生をいたしました。そのとき、今日お越しにいただいている〇〇市長、大変ご苦労いただきましたし、また近畿地方整備局や水資源機構の皆さんに大変お世話になったところであります。一方で、ダムのありました名張川流域では、そのような被害はありませんでした。そういうことを踏まえて災害直後には伊賀市議会、また地元の自治会の皆さんから、川上ダムの早期完成と、そういうようなことで要望をいただいております、三重県としましては、今日^{ろる}ご説明をいただきましたけれども、一日も早く検証を終えていただいて、川上ダムの完成を強く望むところであります。その際には、少し今日も議論、評価の中でありましたけれども、建設期間をできるだけ短くしていただきたいということ、それからさらなるコストの縮減にも努力をしていただきたいという意見を持っております。

いずれにしても、今、申し上げましたとおり、苦渋の選択から約50年間、住民の皆さんのつらい気持ち、重い不安、そういうものが消えることはありません。どうぞ、本日の評価を踏まえまして、一日も早い、川上ダムの早期完成、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。

どうぞ。

○三重県 県土整備部長

県土整備部長ですが、少し事務的になるかと思えますけれども、今回の資料14の、総合的な評価において、少し三重県としての意見を言わせていただきたいんですが、これ、最終的に、下の方に「水源取得の取り扱い、種々の条件を整理するなど、複数の関係利水者と十分に協議することが必要である。また、協議に時間を要する」と書かれております。確かに、自分も経験的に、このような協議、複数の、非常に多くの関係利水者について、未利用水の協議をしていくということは、これは並大抵の期間ではできないのではないかと感じておまして、さらなる相当の期間が、ここに想定される3年以上の期間がかかってくるんじゃないかと思っております。そういうことで、今、知事も言いましたように、昨年度の台風18号の災害等を見ておますと、やはりこれだけの期間をさらに待つというのは、三重県としては耐えられないということで、改めてこの辺のことについて、きちっ

と配慮をいただけますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございます。

その他何かご意見等ございませんでしょうか。

○○市長、いかがでしょうか。

○伊賀市長

まず、今日は日程調整をしていただきまして、また早速、国土交通省並びに水資源機構の皆さんにこうした検討の場を開いていただいたことにお礼を申し上げたいというふうに思っております。

さて、第3回の幹事会等でも示されていますように、伊賀地域におきましては、過去から幾度となく浸水被害に悩まされて参りました。河川改修計画として、上野遊水地事業、木津川上流域の河川改修、川上ダム建設事業の3点セットによる治水対策が立案されたところであります。これらの施策は伊賀市の治水対策の根幹を成すものでいずれも欠かすことはできません。今、知事からのお話もありましたけれども、一昨年の平成24年の台風17号では、伊賀市内で床上浸水が4棟、床下浸水38棟、昨年25年台風18号では、床上浸水が52棟、床下浸水が51棟と、2年連続で浸水被害が発生しておりまして、早急な治水対策として、ダム建設を市民は求めているところであります。

また、利水の面におきましても、川上ダムからの受水を前提として三重県企業庁において実施されました伊賀水道用水供給事業、平成22年4月に伊賀市が継承いたしました。しかしながら、暫定豊水取水で稼働率およそ50%しかなく、昨年市が独自に設け審議されました川上ダムに関する検証・検討委員会からの上申に基づきまして、水需要と水源などの見直しをしっかりと行いました結果、川上ダムに現計画での利水を求めないと安定した水道水の供給ができないとの結論に達しました。また、昨年12月、市議会が改めて川上ダムの早期建設を決議しましたことから、川上ダムの検証作業を終え、本体工事を早期に着手していただきますよう、お願ひをいたすところであります。また、さらにダム工事がこれ以上、遅延しないよう、現計画以上の市の負担が生じないよう、切に望むところであります。

以上でございます。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございました。

その他、ございませんでしょうか。大阪府さん、いかがでしょうか。

○大阪府都市整備部技監

大阪府でございます。大阪では、昨年9月の台風18号も含めまして、近年、幸いにも大阪府域では淀川が溢れるような大きな被害は発生しておりません。これも上流の皆さんのご協力を得て、ダム群が整備されているおかげだというふうに考えておりまして、下流域の大阪府としては、やはりこれからも上流のご協力を得て、川上ダムのような上流で洪水を貯めていただく治水対策をできるだけ早く、かつ着実に進める必要があると考えております。

ただ、一方で、今回の検証に当たりましては、水需要予測の下方修正を踏まえまして、周辺の既存ダムの利水容量を有効活用することを検討して、川上ダムの建設コストの縮減を求めてきたところでございます。本日示された検討結果では、利水容量の有効活用によるコストの縮減というのには至らなかった訳でございますが、検討の過程で既存ダムの利水容量のうち、活用可能容量が示されまして、今後、その活用なども含めた検討組織として、別途、「淀川水系水利用検討会」をスタートしていただきました。このことは非常に前進であると評価しておりますので、具体的な検討を今後進めていただきたいと思いますと思っております。

川上ダムの検証につきましては、本日の検討結果をもとに、次の段階でございます、学識者や関係住民の意見聴取を早急に実施していただきまして、その後、改めて知事へ意見照会が予定されてございますので、その際に聴取されたご意見や、先ほどの検討会の検討状況も踏まえまして、また改めて大阪府のご意見を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございました。それでは、京都府さん、いかがでしょうか。

○京都府建設交通部長

京都府でございます。京都府につきましては、台風18号、昨年ございましたが、その台風18号の被害の軽減にたくさんのダムが役立ったということを感じておりまして、この木津川というところにも5つほど上流にダムがある訳でございますけれども、木津川の下流域に住んでおります京都府といたしましては、本当にそのダムへの感謝とともに、ダムを管理していただいている各行政機関、関係者の皆様に改めて、この場をお借りいたしまして、感謝申し上げたいと思っております。また、川上ダムにつきましては、昭和56年に、

実施計画の調査を開始したということですので、これまで約30年かかっております。こんな中で、この川上ダムの事業に関しまして、関係機関や地元の方々に大変ご苦勞をお掛けしているということをございまして、改めてこれに関しましても感謝申し上げたいというふうにも思っております。

さて、この川上ダムの今回の検証についての京都府の考え方でございますけれども、今日検証していただいた結果を受けまして、一日も早く、所要の引き続きの検証を終えていただきまして、川上ダムの早期完成をしていただけるようお願いしたいというふうに考えているところでございます。検討に当たりましては、事業実施に向けまして、さらなるコスト縮減や工期の短縮をお願いしたいというふうに考えております。また、このダムに関しては既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量というものがありますので、これにつきましては、木津川の治水安全度の向上のために、この容量を洪水時に河川の水位を下げるために使っていただけるような有効活用をしていただけるようなことも併せて要望したいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いしたいと思います。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございました。

それでは、奈良県さん、いかがでしょうか。

○奈良県県土マネジメント部河川課長

奈良県です。川上ダムには、当初、奈良県の方は利水ということでも関係しておったのですが、現時点では既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策という部分で関わっております。検証も概ね手続が進んで参りましたので、残りの手続を速やかに行っていただいて、早期の事業着手をお願いしたいと思います。

以上です。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございました。

八幡市さん、いかがでしょうか。

○八幡市都市管理部長

八幡市でございます。八幡市の方は、先ほど〇〇部長もおっしゃいましたように、昨年、一昨年とも床下、床上浸水で甚大な被害を被っております。本市は、三川が合流している部分に位置しておりまして、昨年は各河川のダムの方が非常に頑張っていたという認識を持っておりまして、今回の川上ダムにつきましても、早期の着工をお願いしたいと

思います。またコスト縮減の検討についてもよろしくお願いたいと思います。

以上です。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございます。

それでは、守口市さん、いかがでしょうか。

○守口市下水道部長

守口市も淀川左岸に位置しておりまして、やはり上流のダムが、一昨年の大雨のときでも、非常に淀川の水位を確保するのに役立ったというふうにお聞きしておりますし、今後ともこの川上ダムにつきましても、進めていっていただきたいというふうに考えております。

○近畿地方整備局 局長

ありがとうございます。

その他何かご意見等、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議論を整理させていただきたいと思います。まず、検証対象ダムの目的別の総合評価におきまして、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の各目的にはいずれも川上ダム案が優位となりました。また、既設ダムの堆砂除去のための代替補給の目的におきましては、川上ダムは3ダム活用案、それから高山ダム最大限活用案が有利との評価となりました。そして、その後、この3つの案について、総合的な評価を行った訳でございます。その結果、検証対象ダムの総合的な評価といたしまして、最も有利なのは川上ダム案であるとさせていただきました。

本日は、構成員の皆様より貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。ダム検証の今後の予定について、河川部長より説明いたします。

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、河川部長の〇〇でございますが、お手許に資料の17がございます。これを持ちまして今後の予定についてご説明をさせていただきます。

まず、開いて1ページにフローが書いてございます。こちらをごらんください。今後でございますけれども、まず関係住民、学識経験を有する者、関係利水者、関係地方公共団体の長のご意見をいただいた上で検討主体としての対応方針、この検討主体というのは、私ども整備局と水機構でございますけれども、対応方針案を決定することになります。そして、その案を国土交通省の本省の方に報告いたしまして、最終的な方針決定は本省の方

においてなされるというふうになります。

先ほど来、机の上に置いてございます分厚い資料16、この報告書の素案につきましては、本日先ほどいただいたご意見を皆様にご確認させていただいた上で、この報告書の第6章に書き加えさせていただきまして、先ほどの意見聴取を行うという形にさせていただきたいと思っております。

それでは、資料17の方の2枚目、2ページ目をごらんください。意見聴取の進め方でございます。まず、学識の経験を有する者への意見聴取につきましては、河川法の第16条の2、これは河川整備計画を作成する際の条文でございますけれども、それに準じまして、河川に関して学識経験を有する方々からご意見をお聴きする予定でございます。また、関係住民への意見聴取につきましては、近々住民の意見を聴く場を開催しまして、ご意見をお聴きする予定としてございます。詳細は決まり次第、お知らせすることとしてございます。先ほど来、早くというご意見もございましたので、速やかにやっていきたいと思っております。また、補足する手段としまして、電子メール等を活用した意見募集も実施することとしてございます。また、関係地方公共団体の長の皆様への意見聴取につきましては、川上ダム建設事業に関係する、三重県、大阪府、京都府、奈良県の知事さん方に意見をお聴きする予定でございます。また、関係利水者の意見聴取につきましては、利水参画者の伊賀市長に意見をお聴きする予定でございます。

以上の意見聴取を進めた後、先ほどのフローに従った流れで手続を進めていくということになります。なお、会議中ご紹介いたしましたけれども、検証の予定とは異なりますが、淀川水系の水需要につきましても、検討には時間を要するというふうに考えておりますけれども、別途検討会におきまして、関係利水者とともに検討して参りたいというふうに考えてございます。

以上で私の方からの説明を終わります。

○近畿地方整備局 局長

ただいまの説明のように、検証を進めていく上で手続が続きますので、皆様におかれましても引き続きご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、〇〇理事長、お願い申し上げます。

○水資源機構理事長

今日は、皆さんお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

会議でも、川上ダム建設事業の工期短縮、コスト縮減等につきまして、ご意見をいただいたところがございます。水資源機構といたしましては、いただきました貴重なご意見を重く受け止め、引き続き、近畿地方整備局とともに、川上ダムの検証手続に鋭意取り組んで参りたいというふうに考えております。皆様には、引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

本日はありがとうございました。

4. 閉会

○近畿地方整備局 局長

以上をもちまして、本日の議事を終了をさせていただきます。議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

○司会（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

本日はまことにありがとうございました。

今後は意見聴取の手続に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思っております。それでは、これにて第1回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び第6回幹事会を閉会いたします。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

[午後 4時55分 閉会]